

第 7 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成22年12月14日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時55分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補  
正予算（第9号）

議案第13号 熊本県暴力団排除条例の制定  
について

議案第14号 公の施設から暴力団を排除す  
るための関係条例の整備に関する条例の  
制定について

議案第20号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第21号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第4号 専決処分の報告について

請第53号 教育基本法・学習指導要領の目  
標を達成するため最も適した教科書採択  
を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

出席委員（7人）

委員長 守田 憲 史

副委員長 船田 公 子

委員 山本 秀 久

委員 倉重 剛

委員 松村 昭

委員 平野 みどり

委員 早田 順 一

欠席委員（1人）

委員 竹口 博 己

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本 隆 生

教育次長 岡村 範 明

教育次長 岩瀬 弘 一

教育次長 阿南 誠一郎

教育政策課長 松永 正 男

高校教育課長 瀬口 春 一

義務教育課長 谷口 慶 志 郎

学校人事課長 柳田 誠 喜

社会教育課長 小野 賢 志

人権同和教育課長 川上 修 治

文化課長 小田 信 也

体育保健課長 城長 眞 治

施設課長 後藤 泰 之

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 山本 國 雄

警察本部

本部長 中尾 克 彦

警務部長 金高 弘 典

生活安全部長 吉村 郁 也

刑事部長 吉田 親 一

交通部長 富永 義 喜

警備部長 古川 隆 幸

首席監察官 中野 洋 信

参事官兼警務課長 池部 正 剛

参事官兼会計課長 緒方 博 文

総務課長 吹原 直 也

参事官兼

生活安全企画課長 那須 賢 兒

参事官兼刑事企画課長 本山 秀 樹

参事官（組織犯罪対策） 吉長 立 志

参事官兼交通企画課長 田上 隆 章

交通規制課長 高野 利 文

参事官兼警備第一課長 中島 恵 一

事務局職員出席者

議事課主幹 濱 田 浩 史  
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時1分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから第7回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議案について、教育委員会、警察本部の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のままです。

それでは、山本教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○山本教育長 着座のまま、失礼します。

委員の皆様方には、平素から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算でございます。

2億1,862万円余の増額補正となっております。

主なものとしたしましては3つございまして、まず1つ県立特別支援学校3校における高等部の分教室整備に伴い、平成23年4月開設に必要となる初度調弁に要する経費、それから2点目、平成24年度からの永青文庫展示室拡充に要する改修工事の実施設計に要する経費、3つ目、八代市から取得要望のございました八代東高校第3グラウンドを売却することとし、その代替地として八代白百合学園高校の旧グラウンドを取得し、整備を行う経

費等でございます。経費の財源といたしましては、同校第3グラウンドの売却代金を充てることにいたしております。

次に、繰越明許費の設定について御説明いたします。これは、高等学校校舎改築などにつきまして、年度内に整備をすることが困難であるため、繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。これは、永青文庫推進事業に係る熊本大学附属永青文庫研究センターへの研究委託に要する経費に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。

このほか、第20号議案専決処分報告及び承認についてでございますが、これは熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

民事訴訟法の規定により、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましても、議会で御審議いただく時間はありませんことから、専決処分をしたものでございます。

以上が、今議会に提案申し上げております議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長からこの後説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

資料の1ページをごらんください。

まず、教育委員会所管の平成22年度11月補正予算案の総括的な説明を申し上げます。

補正を計上しました事業は、高校教育課、文化課及び施設課にかかわる事業でございます。補正額は合計2億1,862万8,000円の増額をお願いしております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見極めました上

で、教育委員会全体で16億4,200万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

内訳といたしましては、高等学校費は熊本商業高校や翔陽高校などの校舎改築等に係るものでございます。

特別支援学校費は、分教室整備などに係るものでございます。

社会教育費は、永青文庫展示室拡充等に係るものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の2ページをごらんください。

特別支援学校費につきましては、1,760万3,000円の増額でございます。これは、現在進めております県立特別支援学校の3校における高等部の分教室整備につきまして、平成23年4月の開設に必要となります生徒の机や椅子などの物品購入及びパソコンのシステム改修等に要する経費でございます。

次に、資料の7ページから9ページをごらんください。

今回、第20号議案としまして、専決処分報告及び承認を求める議案を提出しております。この専決処分は、熊本県育英資金の返還金に関するもので、資料の8ページから9ページに記載しております21名の債務者に対して行った、訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し承認をお願いするものでございます。

これまでも何度か御報告しておりますように、当課ではふえ続ける育英資金返還金の未収金対策の一つとして、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところでございます。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものでありまして、最終的には債務者の財産に強

制執行することも可能となるものでございます。

資料の7ページの2、専決処分の理由の前段にありますとおり、県がこれまでに行った支払い督促に対しまして、今回新たに21名の債務者から異議が出されました。この異議とは、そのほとんどが債務の存在を否定するものではなくて、債務の存在は認めるけれども、分割払いにしてほしいという内容のものでございます。異議が出された債務者については、同資料の2、専決処分の理由の後段にありますように、民事訴訟法の規定により支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものと見なされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がありますけれども、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきましても、これまでと同様、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

高校教育課については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

美術館の補正前の額3億7,580万4,000円は、主に美術館の管理運営費、美術館職員の人件費、展覧会事業費、永青文庫推進事業費などでございます。

今回、1,102万5,000円の増額補正をお願いいたしております。平成23年度当初予算で、平成24年度からの永青文庫展示室拡充に向けた改修工事をお願いする予定としておりますが、今回はその先行となる実施設計費分であります。

県立美術館の本館2階第1展示室を改修し、永青文庫常設展示室として拡充することで、現在、常設展示を行っております永青文庫常設展示室の2倍以上の展示スペースを確保することができます。それに伴いまして、現在進めております美術品や古文書などの修復調査の成果を広く活用できます。また、平成23年春の新幹線全線開業に伴う相乗効果により、県内外からの集客増も見込まれることから、本県の特徴ある観光資源としても大いに期待できると考えております。

続きまして、債務負担行為の設定についての説明を行いたいと思います。資料は5ページでございます。

永青文庫推進事業における熊本大学附属永青文庫研究センターへの平成23年度研究委託費として2,500万円の債務負担行為の設定を行います。

古文書等の調査・研究を行う研究委託費には人件費が含まれており、平成23年4月当初からの円滑な調査・研究を行うために債務負担行為の設定を行い、平成22年度末までに契約締結を行う予定です。また、契約締結に要する期間が数カ月に及ぶため、今回11月補正で債務負担行為の設定を行います。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は3ページでございます。

本事業は、八代市役所に隣接します、八代東高校第3グラウンドを八代市に売り払うことに伴う代替地を取得し整備する費用でございます。

お手元に、参考資料として位置図をお配りしておりますのでごらんください。

右下に八代市役所がございますが、その上、北側に隣接するのが八代東高校第3グラウンドでございます。そして図の中央左側にありますのが、八代白百合学園高校の旧グ

ラウンドでございます。

現在、八代東高校第3グラウンドは主にテニスコートとして利用されておりますが、このグラウンドにつきましては八代市から従前より取得したい旨の申し入れがあつたもので、今回、代替地として八代白百合学園高校の旧グラウンドが確保できることになったため、予算化するものでございます。

補正予算の内容としましては、代替地として八代白百合学園高校の旧グラウンドの取得及び取得後のグラウンド整備のための設計費と工事費1億9,000万円を計上しております。

工事内容につきましては、八代東高校のテニスコートを移設するとともに、狭くなっております八代中学、高校のグラウンド整備となっております。

なお、この事業の原資としましては、第3グラウンドの売り払いによる収入を予定しております。

御審議のほど、よろしく願います。

○守田憲史委員長 引き続き、警察本部から説明をお願いします。

○中尾本部長 おはようございます。常任委員会の委員の皆様方には、警察行政の各般にわたり、格別な御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、県警察の治安計画として推進しております「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた基本目標の推進状況等について御説明いたします。

まず、犯罪の抑止については、本年11月末現在、刑法犯認知件数は1万4,210件と、昨年同期に比べマイナス1,631件と大幅に減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止については、本

年12月13日現在では、発生件数は1万70件、負傷者数は1万2,703人と、昨年同期に比べ、発生件数も負傷者数もともに減少しており、交通事故死者数も74人と、昨年同期と比べ8人減少しております。

また、犯罪の検挙については、本年11月末現在、刑法犯の検挙件数は5,985件と昨年同期に比べマイナス769件と減少し、また、検挙人員は4,067人と昨年同期に比べマイナス135人と減少しておりますものの、犯罪検挙の質的な観点から申し上げますと、殺人等の凶悪犯罪や暴力団等が介在する組織犯罪の検挙、DV・ストーカー事案に対する迅速・的確な捜査、全国の範囲に及ぶネット犯罪や経済事案など、多岐にわたって成果を上げているものと判断しております。

このように、「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた2年間の基本目標については、おおむね良好な状況を維持しているところでありますが、国内外の治安情勢は、厳しいものが散見されるところでありますので、これからの年末年始に向けた期間、気を緩めることなく、各種治安対策に抜かりが生じないように推し進めてまいり所存でございます。

それでは、本定例会に上程しております熊本県暴力団排除条例の制定について、一言申し上げます。

昨年来、一極集中化の著しい山口組、特にその中核である弘道会に対し、全国警察が一体となって、対策を強化しているところであります。

県内の暴力団情勢につきましては、平成22年10月末現在で39組織、暴力団員約1,210人を把握しており、九州では、福岡県に次ぐ勢力を維持しております。また、平成18年5月に福岡県で勃発した暴力団による対立抗争事件はいまだ終息の域に達しておらず、さらに、山口組等の県外に本拠地を置く暴力団の県内活動の活発化、隣県における暴力団排除条例制定の影響により、県外の暴力団が県内

へ進出する可能性が懸念されるなど、厳しい状況にあります。

このようなことから、暴力団の悪影響から県民を守るとともに、県民や事業者が一体となって熊本県から暴力団を排除する社会的気運を醸成し、安全で安心して生活できる熊本県を実現するために本条例の制定をお願いしております。

本条例は、来年の九州新幹線の全線開業という県政発展の節目に、県民生活や社会・経済活動の場から暴力団を排除し、暴力団と決別した熊本県の実現を目指すものでございまして、県民の皆さんの安全で平穏な生活の確保に資するだけでなく、観光立県等にも貢献するものと考えております。

それでは、警察関係の議案について申し上げます。今回提案しておりますのは、次の5点です。

第1号議案は、平成22年度熊本県一般会計補正予算についてですが、これは、ヘリコプターテレビシステムの更新に要する経費、熊本県暴力団排除条例の制定に係る広報啓発経費等、警察費総額4億7,194万9,000円の増額補正及び繰越明許費の設定等についてお願いするものでございます。

第13号議案は、熊本県暴力団排除条例の制定についてですが、これは、先ほどお話しいたしましたように、熊本県から暴力団を排除するための条例の制定をお願いするものでございます。

第14号議案は、公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、これは、熊本県暴力団排除条例に基づき、公の施設から暴力団を排除するための関係規定の整備のための条例の制定をお願いするものでございます。

第21号議案は、専決処分の報告及び承認についてですが、これは地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告及

び承認に関するものでございます。

報告第4号は、専決処分の報告についてですが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した職員による7件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものであります。

詳細については担当課長等から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方会計課長 それでは予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算(第9号)の警察費についてでございます。

装備費で4億6,378万4,000円の増額をお願いしております。これは、熊本県地域活性化公共投資臨時基金を活用し、ヘリコプターテレビシステムの機上設備及び地上設備を更新する経費でございます。卓上に配付しております、ヘリコプターテレビシステムの写真資料2ページをごらんいただきたいと思っております。

県警ヘリコプター「おおあそ号」に搭載しました上部写真の左下の赤四角で囲んだテレビカメラにより、上空から撮影した映像を、写真3ページにあります、警察本部屋上に設置しています自動追尾装置及び4ページの芦北町と水俣市の境にあります大関山中継所の自動追尾装置で画像電波を受信し、リアルタイムに警察本部、警察署、現地警備本部、熊本県危機管理・防災消防総室、熊本市消防局等に画像を伝達して、迅速かつ的確な現場指揮と効率的な警察活動を実現しようとするものでございます。

現行のヘリコプターテレビシステムは、平成10年3月に導入し、13年目を迎えていますが、老朽化に伴いまして配信画像にノイズが

入ったり画像受信ができなくなったり、テレビカメラが制御不能となるなどの不具合が発生していること、それからズーム機能や画像解像度の問題から低空飛行を余儀なくされ、電波障害が発生したり秘匿追尾にも影響が出ていることなどが毎年発生し、ヘリコプターテレビシステムを活用した警察活動に影響を及ぼしているところでございます。

また、平成23年10月に開催されますねりんピック2011くまもとに伴う警衛警備の実施など、警備対策としても必要不可欠なシステムでございますので、早急に更新整備を行うこととしたものでございます。

なお、今回のヘリコプターテレビシステムの更新は、現行のアナログ方式に加えまして、新たにデジタル方式を付加することによりまして、より鮮明な画像の配信が可能となります。

また、ズーム機能の強化により、より高い高度からの撮影が可能となりますことから、電波障害発生リスク回避、安全航空の確保、被疑者等に察知されることなく追跡が可能となるなどの効果を得ることが可能です。

続きまして、警察活動費で816万5,000円の増額をお願いしております。

まず、生活安全警察運営費におきまして、女性も安心して歩ける繁華街づくり事業としまして305万6,000円を計上しております。これは、九州新幹線の全線開業に伴いまして、来訪者の増加とともに犯罪の増加が懸念されますことから、それに対する取り組みの一つとしてセーフティーパトロール活動委託事業を実施し、巡回活動を行うことにより、熊本駅周辺及び繁華街における犯罪の抑止を図るものでございます。

今回の事業実施期間は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの1年を予定しております。

なお、本事業は緊急雇用創出基金を活用するものでございます。

次に、刑事警察運営費におきまして、暴力団総合対策の推進事業として510万9,000円を計上しております。

これは、本会議で上程しております熊本県暴力団排除条例に関連しまして、条例の趣旨、目的及び県民や事業所の責務等を周知するための広報啓発紙、これはポスター、チラシ等の作成費でございます。それから暴力団排除に関する教育を実施するための経費、これはリーフレットの作成でございます。それから暴力団排除特別強化地域における暴力団員の営業所の立ち入り規制に要する経費、これは標章作成費として要求しておりますが、標章につきましては、熊本県暴力団排除条例の中で説明をいたします。

以上のとおり、平成22年度11月補正の予算総額は4億7,194万9,000円となりまして、増額補正後の平成22年度警察費歳出予算総額は、397億9,500万5,000円になります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1号議案、第2表繰越明許費につきましては、警察管理費として7億9,600万円を計上しております。

内訳は、先ほど説明いたしましたヘリコプターテレビシステム4億6,378万4,000円及び警察施設費3億3,200万円でございます。

また、警察活動費2億7,800万円をお願いしております。これは、交通安全施設整備費でございます。

次に、第1号議案第3表の債務負担行為の補正につきましては、年度当初からの契約事務を円滑に行うため、警察関係業務として7つの委託業務についての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

具体的な業務の内容は、1つが運転免許事務更新通知業務委託として、1億1,086万3,000円でございます。これは、運転免許の更新、記載事項の変更といった免許事務及び道路交通法の規定に基づくところの免許更新者に対する更新通知業務の委託でございます。

2つ目としまして、停止処分講習委託として4,759万4,000円をお願いしております。これは、交通事故や交通違反により180日以内の運転免許停止処分を受けた者に対する講習の委託でございます。

3つ目としまして、違反者講習委託として1,850万3,000円をお願いしております。これは、交通違反の累積点数が3点となり、さらに違反をすれば免許の停止処分を受ける可能性のある者に対する講習の委託でございます。

4つ目としまして、更新時講習として1億35万7,000円をお願いしております。これは、免許の更新を行う者に対する講習の委託でございます。

それから5つ目としまして、道路交通情報提供業務委託として1,195万円をお願いしております。これは、道路情報交通センターに対する交通情報提供の業務の委託でございます。

6つ目としまして、交通信号機など保守委託として1億1,694万5,000円をお願いしております。これは、交通管制センターで管理しております信号機、カメラ等の保守点検業務の委託でございます。

7つ目としまして、高齢歩行者交通安全教育業務委託費として407万5,000円をお願いしております。これは、高齢歩行者に道路横断時の具体的危険性を体感させるため、シミュレーションを活用した高齢歩行者教育システムによる参加実践型の交通安全教育業務の委託でございます。以上7つの業務の負担行為で、計4億1,028万7,000円の限度額設定をお願いしております。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○吉長刑事部参事官 議案第13号熊本県暴力団排除条例の制定について、御説明申し上げます。

まず制定の必要性ですが、資料3ページの



条例案の概要及び先ほどの本部長の説明にもありましたように、依然として県内の暴力団情勢はまことに厳しいものがあり、警察による徹底した取り締まりにもかかわらず、暴力団はいまだ一定の勢力を維持している現状にあります。その背景として、暴力団が社会・経済の変化に巧妙に対応しながら、組織や活動の実態を不透明化させ、資金獲得活動を行っていることにあわせ、社会の中に暴力団を反社会的な存在であるとは認識しつつも、安易な交際を継続しあるいは暴力団を許容・容認している土壌の存在が挙げられます。

このようなことから、今後の暴力団対策のあり方として、県民や事業主の皆様にも暴力団排除に関する施策をわかりやすくお示しし、警察の取り締まりと連動して暴力団の排除を目指す仕組みとしての条例を整備し、かつ社会全体でこれに取り組んでいくことにより、県民の安全で平穏な生活の確保及び経済・社会の健全な発展を図ろうとするものであります。

次に、条例案の内容について資料5ページの条例案に沿って、御説明申し上げます。

本条例は、目次にありますとおり本則は6章41条の条立て、附則は4項で構成しており、第2章暴力団の排除に関する基本的施策、第3章暴力団を弱体化させるための措置、第4章暴力団の悪影響から県民等を守るための措置を柱として、暴力団を排除するための各施策や暴力団及びその関係者等に対する罰則を含めた規制等を内容としております。

まず、第1章の総則ですが、第1条で先ほど御説明申し上げました条例制定の必要性と同趣旨の目的を、第2条で本条例における規制の対象などとしている暴力団員、暴力団事務所などの用語の定義を、第3条で本条の基本理念として、暴力団を反社会的団体であると認識した上で、社会全体で暴力団の排除に当たるべきことをそれぞれ規定しております。

す。

この基本理念のもと、第4条で県の責務として、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること、第5条で県民の責務として、暴力団の排除に自主的にかつ相互に連携して取り組み、県が行う施策に協力するよう努めていただくこと、あわせて、暴力団の被害など暴力団の排除に役立つ情報を県に提供するよう努めていただくこと、第6条で事業者の責務として、5条の責務にあわせ、その行う事業に関し暴力団を利することとならない事業活動等に努めていただくことを規定しております。

次に、第2章の暴力団の排除に関する基本的施策ですが、ここでは暴力団を排除するために主体的役割を果たすべき県の施策内容を定めております。7条で暴力団の排除のための体制を整備すること、8条で県民や事業者等に対し情報の提供や助言・指導を行うこと、9条で暴力団の排除についての広報啓発活動を行うこと、10条で市町村に対し暴力団の排除に関する情報の提供や技術的助言等を行うこと、なお、これには市町村条例制定への指導支援を含みます。11条で暴力団からの離脱及びその者の社会復帰を促進するため、就労の支援等を行うことをそれぞれ規定しております。

次に、第3章の暴力団を弱体化させるための措置ですが、暴力団の壊滅を目指すためには、警察の取り締まりに連動する形で、社会全体で暴力団への資金還流の封圧、暴力団事務所の開設・運営の阻止などを図るなど、暴力団の力を弱めることが必要であり、この観点からの施策内容を定めております。

まず、第1節の県の事務及び事業からの排除ですが、県の事務事業は暴力団からの影響を受けない廉潔性・健全性が強く要求されます。このような趣旨から、12条で県のすべての事務事業を対象として、暴力団が利益を得ることがないように必要な措置を講ずること、

13条で県の事務事業の中でも特に暴力団に大きな資金源になるおそれがある公共工事に特化し、1項、2項で県は暴力団員や暴力団密接関係者、暴力団密接関係者とは、第2条で定義しておりますとおり、役員の中に暴力団員がいる業者や、役員は一般人でありますものの、これをダミーとして暴力団員が事業活動を実質的に支配しているものを言いますが、これらの者とは契約を締結しないこと、3項、4項で県が発注する建設工事に係る契約を締結しようとする者は、契約の相手方に対しみずから暴力団員や暴力団員密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならないこととし、契約の段階で暴力団を排除することといたしました。

なお、本条の対象となります業者の範囲は、元請負人、下請負人が6次、資材納入等契約者が3次までを対象としております。

また、13条6項で誓約書の一定期間の保管義務、7項で暴力団員、暴力団密接関係者から不当要求を受けた場合などの県への報告、8項で契約の相手方が暴力団員や暴力団員密接関係者であることを知りながら契約を締結した業者に対する、入札に参加させない措置を規定し、誓約書の不提出、保管義務違反につきましては5万円以下の過料を課すこととしております。

14条では13条の規定を実効ならしめるため、県が事業者に対して必要な限度で報告または資料の提出を求めることができることを規定し、資料を提出しなかった者等に対しましては20万円以下の罰金を課すこととしております。

次に、第2節の民間における契約からの排除ですが、事業活動が事業主の意思によらず、結果として暴力団の運営に資することもあり得ることから、民間契約におきましても一定の努力義務を置くことといたしました。

15条で事業者はその行う事業に関して、その契約が暴力団の活動を助長するなどの疑い

があると認めるときは、相手方が暴力団員でないかどうかの確認に努めていただくこと、また契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、催告することなく契約を解除できる旨を事前に書面化するよう努めてもらうことを規定しております。

また、16条と17条では暴力団事務所がたび開設されますと、その撤去に多大な時間と労力を要しますことから、不動産の譲渡等をしようとする者、不動産の譲渡等の代理等をしようとする者に対し、暴力団事務所の開設を不動産取引の段階で回避するために必要とされる努力義務規定を置くものであります。

具体的には、16条1項で不動産の譲渡等をしようとする者は、契約の前に取引の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所に利用しないことを確認するよう努めること、16条2項、17条2項で暴力団事務所に使用されることがわかっていながら不動産取引やその代理媒介を行わないこと、この場合、本項の規定に違反していると認められるときは調査、勧告をするものとし、正当な理由なくして勧告にも応じないときは、その事実の公表をさせていただきます。

16条3項で不動産取引の契約書面の内容に、暴力団事務所として使わないこと、暴力団事務所に使った場合の契約解除条項等を含めるよう努めること。

16条4項で契約後に暴力団事務所の用に供された場合、約定解除権の行使及び買い戻しすることを規定しています。

また、17条1項で不動産の譲渡等を代理または仲介をする者は、16条の規定が遵守されるよう、不動産の譲渡等をしようとする者に対し、助言等の措置を講ずべきことを規定しております。

次に、第3節の暴力団の威力の利用の禁止等ですが、暴力団があらゆる社会・経済活動に介入し不当な利益を得ている現状を踏まえ、業種を問わずあらゆる事業者が暴力団と

決別して適切に事業を行ってもらうべく、一定の場合を除き暴力団との商取引や暴力団への金品等の供与を禁止するものであります。

まず、18条で暴力団への金品等の供与の有無を問わず、広く事業者による暴力団の威力利用の禁止についての努力義務を置いた上で、その中でも特に暴力団への金品等の供与を伴う悪質な対応として、19条1項でみずからの事業に積極的に暴力団の威力を利用するために行う金品等の供与、2項で暴力団の活動や運営に協力する目的での相当の対償のない金品等の供与については、調査・勧告、事実の公表の対象としております。

そのほか、行政措置は行いませんものの、3項で正当な理由なく暴力団の活動を助長したりすることなど、わかっているながら金品等を供与すること、第4項で暴力団に対して不当に優先的な取り扱いをすることを一般的な禁止としております。

また、第20条ではただいま説明いたしました事業者による金品等の供与を、暴力団員等や暴力団員等から指定された者が受けることを禁止するものであります。

次に、第4章の暴力団の悪影響から県民等を守るための措置ですが、これは県民の目線に立って県民などを守るという観点からの施策を内容としております。

まず、第1節の少年の健全な育成を図るための措置ですが、少年への暴力団の影響を排除して、良好な育成環境を確保するため、21条で主に少年が通う学校、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の新規開設を禁止し、違反者には1年以下の懲役または50万円以下の罰金を課すこととしております。

また、少年の暴力団への加入阻止等を図るため、22条で中学校、高校等において、将来生徒が暴力団に加入したり暴力団から被害を受けないための教育を行うことなどを規定しております。

第2節の安全で安心なまちづくりのための措置ですが、暴力団排除の取り組みや県民あるいはこれから増加するであろう来訪者が安全で安心して飲食、観光を楽しめる町として発展する必要が特に高い地域を暴力団排除特別強化地域として指定するとともに、暴力団の不当な影響を受ける可能性が極めて高い業種であります風俗営業等を特定接客業と位置づけ、暴力団の排除に関する必要な規制を設けたものであります。この暴力団排除特別強化地域は、風適法施行条例において第1種地域として指定を受け、県下で最も風俗営業店が集中しております熊本市の下通り地域等を予定しております。

23条で暴力団排除特別強化地域におきましては、特定接客業者が第2項で暴力団員を接客業務に従事させること、3項で暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、4項で暴力団員に対し用心棒、みかじめ料名目での金品等の供与を行うことを禁止し、これに違反した特定接客業者及びこれを受けた側の暴力団員に対し、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を課すこととしております。ただ、事業者の中には、暴力団との交際を断ち切れずに、その関係を継続せざるを得ない状況にある者も存在すると思われまことから、自首による刑の減免規定も設けております。

本条の運用に当たりましては、悪質な業者につきましてはもちろん罰則を適用いたしますものの、特定接客業者の皆様にも、本規定を後ろ楯にして暴力団との関係を断ち切っていただくことを期待しております。

24条で標章による特定接客業の営業所の立ち入り規制について規定しております。これは、特定接客業の営業所の出入口に、暴力団員の立ち入り禁止の表示を掲げることで、営業所への暴力団員の立ち入りを規制し、事業主の保護及び営業所において来訪者が安心して楽しく飲食できる環境を保持することを目

的とするものであります。この標章が掲示してある営業所には、暴力団員は立ち入りをすることができず、これに違反した暴力団員に対しましては中止命令等の行政命令を发出し、さらにこの命令に違反した場合には50万円以下の罰金を課すこととしております。また、標章を損壊などした者につきましても、30万円以下の罰金を予定しております。

第3節の県民等に対する支援ですが、25条で暴力団事務所の撤去等について、警察が積極的に県民を援助していくこと、26条で警察本部長は暴力排除関係者など暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる方に対する保護のため必要な措置を講ずること、27条でこの条例の禁止行為により困っている者に対し、警察が積極的に援助していくことを規定しております。

次に、第5章の雑則ですが、刑事罰以外の悪質な禁止行為違反に対する公安委員会の措置等を規定するものであります。

28条から30条で、公安委員会による調査・勧告、事実の公表、31条で公表に係る者に対する意見を述べる機会の付与、32条で標章による営業所への立ち入り規制の立ち入り防止命令をしようとするときの意見聴取、33条で公安委員会が中止命令を警察署長に行わせることができる旨、34条で本条例の委任規定をそれぞれ設けております。

第6章の罰則ですが、行為の悪質性等を踏まえ、35条から39条まで規定しております。また40条で、先ほど御説明いたしました自首減免、41条で暴力団を法人と同様にとらえ、団体としての罰を科する両罰規定を置くこととしております。

最後に附則関係ですが、まず1項で、施行期日を来年4月1日からとし、標章関係の規定のみを来年7月1日からとすること、2項で標章制度に関する準備行為、3項、4項で経過措置を設けております。

以上で、暴力団排除条例の説明を終わらせ

ていただきます。

引き続きまして、議案第14号の公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例について御説明ございます。資料の18ページ、条例案の概要をごらんください。

まず、制定の必要性から御説明申し上げます。

熊本県暴力団排除条例第12条において、県はその事務及び事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずるものとするの規定を設ける予定でございますが、県が管理する公の施設については、会議・研修等の場として一般に広く提供されている施設が多数存在いたします。現在、民間における施設利用からの暴力団排除、例えばホテルやゴルフ場等では、約款の中に暴排条項を設けるなど暴力団の排除が飛躍的に進んでいることを考えますと、公の施設において暴力団が資金獲得のためにイベントと称した興行や組織運営のための襲名披露に代表される義理かけなど、暴力団の利益になる使用を行うおそれが高まっております。このような暴力団の現状にかんがみ、公の施設に係る条例を改正し、使用や利用の許可基準や許可の取り消し条文に暴力団排除条項を追加し、暴力団に利益となるような使用を禁止するものであります。

次に、改正の対象となる条例でございますが、条例案の概要の3、内容のアからタまでの16条例が改正の対象となります。これは、公の施設49施設のうち、既に暴力団排除条項が導入されております熊本県営住宅条例を除き、施設の利用について事前申請を行う必要があり、かつ使用許可及び基準に係る規定が条例上設けられている施設、暴力団が興行や義理かけ等により資金獲得等のために利用すると思われる施設という観点から抽出いたしました24施設につき、16の条例を改正するものであります。

次に条例案の内容ですが、資料の19ページの条例案をごらんください。

本条例は、本則16条からの条立て、附則は1項で構成しております。各条文において、それぞれの条例の使用もしくは利用許可の基準の各号に、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する、「暴力団を利するおそれがあると認めるとき」を追加し、さらに許可の取り消し等の中に、当該号に該当することとなったときは使用もしくは利用を取り消すことができる旨を規定するものであります。

附則関係でございますが、施行期日については暴力団排除条例と同様に来年の4月1日からの施行を予定しております。

最後に、今回教育委員会が所管されております藤崎台県営野球場条例等の6条例の外知事部局7部が所管されております10条例も改正の対象となっておりますが、これらは熊本県暴力団排除条例の制定を踏まえた改正でありますことから、県警察において一括して本委員会にて御説明させていただきましたことを、御了承をお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野首席監察官 それでは、第21号議案の専決処分の報告及び承認について報告いたします。資料の24、25ページをごらんください。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するものであります。

本件交通事故は、平成21年6月24日午前9時50分ごろ、当時の下益城郡城南町大字藤山、現熊本市城南町の県道小川嘉島線において、交通取り締まり中の交通機動隊運転の白バイが、速度規制50キロのところを高速度、時速80ないし90キロメートルで走行する速度違反の普通貨物自動車、ハッチバック型商用

車両を認め、時速約100キロメートルで追いつき追跡中、減速しながら現場の左カーブに差しかかるも、道路に従って曲がり切れずに、他車両への被害軽減のため、みずから白バイを左側に転倒させ、中央線を越え対向車線に滑走して、折から対向の第2当事者、40歳代男性運転の軽四輪貨物自動車の右後部に衝突、さらにその後続の第3当事者60歳代女性運転の軽四輪乗用車に衝突し、第3当事者に加療2カ月間を要する右手のひらの骨折等の傷害を負わせたものであります。

第1当事者の警察官は軽度の打撲傷、第2当事者には損害はなかったもの。追跡を受けていた普通貨物自動車は、そのまま走り去っております。

和解の内容については、相手方の損害を全額負担することとし、県が第2当事者に車両修理費6万600円、第3当事者に車両修理費など41万円及び傷害による損害として治療費など600万2,205円、合計641万2,205円を賠償するものであります。全額、任意保険の補償の範囲内で対応するもので、県からの新たな出費はありません。

本件事故は、関係職員が重大事故につながる悪質な交通違反を検挙するため、旺盛な責任感と使命感により惹起したものであります。白バイによる交通指導、取り締まりには常に危険を伴うものであり、交通機動隊においては隊員に対しまして、各級幹部による交通事故防止のための指示・指導を行うとともに、日々厳しい訓練を積み重ねております。

今後とも、交通事故防止のため、さらに指導・教養を徹底し、運転技能の向上に努めてまいり所存でありますので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料26ページから29ページをごらんください。

報告第4号議案の専決処分の報告について御報告します。

本件は、職員による公用車の交通事故に係

る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの7件であります。

7件のうち4件が、警察官を第1当事者とする交通事故であります。その4件の事故の原因は、安全不確認によるもので、110番指令による現場臨場中や捜査活動中に方向転換するため車両等に衝突したものです。

残余の3件は、警察及び相手側双方の安全不確認による交通事故であります。

なお、この7件の交通事故については、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はありません。

これら、公用車の交通事故を防止するため、警察本部では事故当事者に基本的遵守事項を周知徹底させることを目的として、本部招致による交通事故の原因、再発防止対策検討会の実施、運転免許センターにおける運転シミュレーターを使用しての運転適性検査、基本を再確認するための指導員の同乗指導、運転技能向上に向けた訓練などの実践的教育・訓練を実施しております。

また、各所属警察署におきましては、随時、交通事故防止に関する指導・教養を実施し、後退時の確実な誘導や相勤者との連携などを実践させるとともに、運転技能向上を目的とした自動車教習所等における運転実技訓練の実施、再発防止に向けた事故事例に対するグループ検討会の実施、運転前車両点検及び整備・清掃、職員の体調の把握など、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶無を図るため、さらなる指導・教養の徹底に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願いたします。以上であります。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので議案についての質疑に入りますが、まず先に教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたい

と思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○平野みどり委員 県立特別支援学校施設整備の状況について、現時点で9月議会そして11月議会、その間にもいろいろ動きがあったと思いますけれども、システムの改修等も含めてでしょうか、それぞれの現場でどういふふうに移しているのか、御報告いただきたいと思います。

○瀬口高校教育課長 現在、設計業者との打ち合わせ等を数回行いまして、工事の準備に取りかかっているところでございます。

新しく入る1年生の教室棟につきましては、新年度に入る可能性もございますので、現在の設置校の子供たちに影響がないように、話し合いをしながら進めてまいるところでございます。

現在は入札の準備をしておる段階でございまして、工事が大体、来年に入ってから進められる予定でございます。

あと説明会等も各学校で数回行っていただいておりまして、中学校やそれから各地域の方に出向いて説明する説明会、それから設置校のところで行う説明会等、数回行っております。その中で理解を深めて、希望を取ってもらうというふうな状況でございます。

○平野みどり委員 各学校はそれぞれ状況が違いますが、聾学校の場合もいろいろ指摘をされてきていたところでは。その中で、予算に係る部分ではなく、受け入れ準備あるいは相互の学校間の交流、教職員の理解の進捗等々、学校ごとに少しお話しいただければと思います。

○瀬口高校教育課長 それでは、熊本養護学校の分教室である聾学校につきまして、まず

御説明いたしますが、先ほど説明しましたけれども、分教室の見学会というものを学校で行いまして、生徒や保護者、教員も参加していただきまして、どこに具体的にどの教室を使ってというような現場で説明会をしております。

それから、生徒会ともお互いに、熊本養護学校の方に聾学校の生徒会の生徒たちが出向いて交流をしたり、またPTAの皆様方も交流・報告等をなさって、お互いに理解を深めているところというような状況でございます。

それから、松橋西養護学校の方でも、甲佐高校の学校の現場で、保護者や生徒を集めまして、この場所で行われるんだというふうな説明会を行っております。

また、3学期には、地域に出向いて、その地域での説明会を行うというようなことでございます。

また、分教室の担当者が甲佐高校の職員と一緒に、いろいろ行事に参加したりして、その高校の状況も理解するという状況で、いかにしたら分教室の生徒たちが、その生徒たちと一緒に交流を深めることができるかというようなところを、現在検討中というようなところでございます。

芦北養護学校の方でございますが、この学校につきましても、芦北高校の方に分教室を設置しまして、担当職員が高校の先生方の中に入って、またいろいろな行事等にも一緒に参加しております。特に芦北高校さんの場合は、もう昔から芦北養護学校さんとの交流が続いておりますので、学校行事と一緒に参加して理解を深めておるという状況でございます。

○平野みどり委員 ありがとうございます。

それで、現時点での、それぞれの学校を希望される生徒さん等の把握等はどうか

でしょうか。

○瀬口高校教育課長 現在それぞれの説明会に参加してこられている生徒さん、保護者さんの数からいきますと、熊本養護学校の方では現在、生徒さんが14名程度その説明会等に参加していただいて、希望の方向性を示しておられる、それから松橋西養護学校の甲佐高校分教室ですが、ここには現在、子供さんたちが6名ほど参加しておられる、数回参加しておられる方もおられる。それから芦北養護学校の芦北高校の分教室につきましても、現在6名の子供さんたちが見にこられたりしておる、そういう状況でございます。

参加者の反応からは、確かな手ごたえを感じておられるという、担当者の言葉も聞いております。

○平野みどり委員 わかりました。

現時点では、それぞれ聾学校が20名、甲佐高校の分教室が10名、芦北高校も10名、20、10、10だと思うんですけども、それはまだ満たしていないわけですけども、今後はこちら辺の生徒さんたち、定員近くまできちんと埋まるという予測といたしますか、そこら辺はあるのでしょうか。

もう1つ。例えばひのくに高等養護学校の方で、残念ながら不合格だった子供たちがこちらの学校等に行くような、そういった可能性も含めてあるのでしょうか。

○瀬口高校教育課長 現時点では、その見込み等につきましては、定員枠は用意しております。だから、それ以上にならないような定員を設定しております。大体は原則は8名が、定数法上8名が1クラスの定員なんです。本県では一応10名という形で枠を広げまして設定しております。その枠内におさまるように定員も設定しておりますので、できるだけその定員に満ちるように、今からまた

説明会等を進めまして、先ほどおっしゃったようなひのくに高等養護学校さんで、入らなかった子供さんたちも受け入れる部分であるというふうに聞いております。

○平野みどり委員 ひのくに高等養護学校を受ける子供さんですと、一定程度の教科なども希望されるだろうと思います。そういった場合、もともと遠隔通学の解消というような形で、例えば松橋西養護学校の場合、意図されていたところもありますので、近距離の甲佐高校の分教室を希望される子供さんの場合、ある意味学力の差というか、ひのくにを希望するぐらいの子供から、重い知的の子供までと想定されたりするんですけれども、そこら辺はきちんと対応していかれるということではよろしいのでしょうか。

○瀬口高校教育課長 現在、分教室の担当者の方で、さまざまな子供さんたちに対応できるような教育課程の研究を進めておりますので、今先生がおっしゃったような、範囲は広がっても、対応できるように進めてまいりたいと思っております。

○平野みどり委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○早田順一委員 今のに関連して、1,700万ほど予算がついておりますけれども、これはこれで最後なんでしょうか。この施設整備費に関してです。

○瀬口高校教育課長 この初度調弁に係る部分につきましては、年度当初どうしても必要な1年生が入ってくる子供さんたちの机や椅子等、作業等に必要な道具類をそろえておくという部分でございまして、またその後、大体1学期を通しては進められるような部分で

ございまして、2学期、3学期また必要な部分については年度当初、当初予算の方でお願いすることになろうかと思えます。

○早田順一委員 改修に関しては、一応これで終わりということですね。

○瀬口高校教育課長 改修工事等につきましては、一応6月補正でお願いしてあります部分でございます。

○早田順一委員 あくまでも、これは初度調弁の分ということですね。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○倉重剛委員 美術館について何か補正が1,100万ですね。この内容をもう1回説明してください。ここは、どんなふうに改修するんですか。

○小田文化課長 美術館の外側の方に、永青文庫の常設展示室がございまして、これとは別に本館の2階に1から3までの展示室がございまして、その第1展示室を永青文庫の常設展示室に改修する。それともう一つは、それをいろいろ絵とかを収蔵するための収蔵庫というのがございまして、永青文庫のための第4と第5の収蔵庫の空調設備を、あわせて改修したい、その実施設計費が今の1,100万ということです。

○倉重剛委員 現在、アンコールワット展をやっているわけですね。僕もこの前行って拝見したんですが、実はアンコールワットには行ったことがないものだから、非常に興味があつて行ったんですね。孫を連れて行ったんですけれどもね。展示場は広々として非常に見やすかった。しかも大型の仏像とか何とか



が展示されていまして、非常に興味深かったんですね。しかも、スペースが広いものだから、ゆっくりと鑑賞できるわけですね。

この前、驚いたのは、お客さんが非常に多かった。これは大成功だったと思うんですけども、あれだけのスペースに部分的に永青文庫専用の、専用というのはおかしいけれども、それをやるとスペースが小さくなるんじゃないですか。その辺は、どうですか。

○小田文化課長 1階と2階がございますが、現在、年間のスケジュール、今までの経過を見ますと、そういうアンコールワット展みたいに非常にたくさん来るものもございまして、通常は2万人程度の企画展でございます。それと、ほかの美術家協会とか団体の方々の作品展も、その合間合間にございまして、年間を通せば若干空いたスペースというか、そういうところも今ございますので、先生の御心配もわかりますけれども、何とかその辺は調整できるのではないかと考えております。

○倉重剛委員 これは1つ要望だけれども、ああいう美術鑑賞あたりは中を一体とすると一つの価値観が出てくると思うので、そこら辺をぜひ配慮していただきたいです。

それから、永青文庫の細川展ですね、あれもついで見ました。あれは、見てわからないんだよ。あなたたちは、わかるの。子供たちは、全然わからない。説明書きはあるんですけども、その説明書き自体が難しい。小さくて見えないんですよ。見にくい。だから子供たちにどういうふうにして説明してやろうかと思ったけれども、なかなかできなかったんですね。あれは永青文庫の常設の展示室なんですか。あれを今度なくしちゃうんでしょう。あれは、その後は何ですか。

○小田文化課長 外側でございます常設展示

室は、そのまま存続させます。

○倉重剛委員 永青文庫関係で。それでは2つスペースができるということですか。

○小田文化課長 はい。2つできるということです。

○倉重剛委員 難しさについてはどう思うの。あなたは、見たことがあるの。

○小田文化課長 今の先生の御指摘も、よくわかります。それで、これは御存じのとおり美術館で、細川家の甲冑とか文書というものを修復しております。そして展示しております。と同時に、熊本大学の附属研究センターで、古文書類の解説をして、あわせてそれを今美術館で展示しております。これには今、1年間でどういうことをやるかということで、活用委員会というのを設けております。その際に、我々文化課、事務局でございますけれども、今年度も提案いたしましたけれども、やはり美術館も教育機関あるいは生涯学習機関でございますので、そういう方々に専門的なことをわかりやすく伝える、いろいろな工夫をしていただきたい。例えば、パンフレットをつくるときに、子供たちにもそのよさがわかるようにということで、今働きかけをしておりますので、そういう成果が今から少しずつ出てくるかと思っております。

○倉重剛委員 だからね、それでは遅いわけだ。僕が行って現に体験をして、何度か行っていますけれども非常に難しい。せっかく興味を持って行ったんだが、興味が半減してしまうわけだね。そうすると、子供たちなんかはほかの興味に走ってしまうわけですよ。せっかくすばらしい展示物なので、しかも伝統文化ですから、要するに熊本の文化ですから、ぜひそこら辺のノウハウをもう少し考え

ていただいて、一般の人の入場者があれだけ多いわけだから、わかって帰ってもらって、そしてそれが次の世代に伝わっていくような、そういうことでぜひ努力をしていただきたいと思う。特に新幹線でもって、先ほど、常設展示場をつくらうということであれば、そういう普及効果をやろうと思っているんでしょう。そうしたら、来た人が、難しければ興味半減ですよ。ぜひ、それをお願いしておきたい。

今一つ言っているんですか。永青文庫は別問題として、アンコールワット展とかああいいういわゆる事業というのかね、これは主催は美術館ですか、教育委員会ですか、どちらですか。

○小田文化課長 それは両方ございます。例えば、ある報道機関と共催してやるのもございますし、美術館が自分たちで自主企画というの、両方ございます。

○倉重剛委員 ああいうのは、仲介にプロモーターがいるんですか。

○小田文化課長 プロモーターというのは、直接的にはいらっしやらないと思います。

○倉重剛委員 ずばっと聞きます。アンコールワット展をやって、もうかったですか。

○小田文化課長 2万数千人の非常に多いお客さんで、聞きますところによると、ほぼ元が取れたというか……。

○倉重剛委員 元が取れた。どれくらいね。  
では、美術館の運営費は総額幾らぐらいですか。

○小田文化課長 そこに出しておりますように、3億数千万……。

○倉重剛委員 そういうのは、これは事業費を含めて……。

○小田文化課長 事業費を含めてでございます。

○倉重剛委員 含めて。では損したっていいわけだ。予算の範囲でやっているんでしょう。そうすると、もうかっているのかどうなんですか。どこに還元して……。

○小田文化課長 それは、つまり来年度の美術館の、全額とか単県ということではなくて、もちろん単県なんですけれども、そういうもうけた分については、またその予算に繰り入れてということで考えています。

○倉重剛委員 1つだけ、褒めておきます。両方の展示場にいらっしやる職員の方々は、どういう方々ですか。

○小田文化課長 本採用の学芸員等もおりますし、あるいは非常勤の嘱託で来られた……

○倉重剛委員 非常に対応がいいです。僕は、よく教育されているなと思って——それだけ知的な方が多いので、それがにじみ出たかなと思って、行った方も何か偉くなったような気がするんだね。文化人になった気がするんですね。そこら辺は、やっぱり激励のために褒めておいてください。館長に会って褒めようかと思ったけれども、館長はいなかった。館長は一体何をやっているのかと言ってきたんですがね。以上です。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○平野みどり委員 確認です。聞き漏らした

のかもしれませんが、八代東高校のグラウンドなんですけれども、この新しく旧白百合高校のグラウンドを購入するという形になるということで、ここを使うのは八代東高校の生徒と県立八代中学、八代高校の生徒ということによろしいんですか。

○後藤施設課長 そうでございます。八代東高校のテニスコートを移設するとともに、八代中学、高校の、特に八代中学の野球部を中心としたグラウンドを整備したいというふうに思っております。

○平野みどり委員 となりますと、目視的にですが八代白百合高校のグラウンドは余り大きくないようですけれども、テニスコートをもう少しふやして、テニス部が使うというのはわかりますけれども、野球部とかも使えるのかなと思うんですが、いかがですか。

○後藤施設課長 中学校の野球部ですので、外にネットをきちんと張りまして使えるようにしたいと考えております。

○平野みどり委員 使えるということでしたら、双方の高校に支障がないように使っていただけたらと思います。以上です。

○早田順一委員 専決処分の件で育英資金の件でちょっとお尋ねしますけれども、前回の委員会から比べると、前回は43名から今回は21名ということで、半分になったと思っておりますけれども、今回のを含めて前回のこういう名前が出ておりますが、この中に、例えば公務員の方とかそういう方がいらっしゃるのかいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○瀬口高校教育課長 先ほど、前回は43名で今回は21名というふうにお聞きしましたけれ

ども、前回9月議会で提案したのが43名でございまして、その後11月の臨時議会がございました。そのときに92名と御報告しております。今回は21名という形です。

今の御質問の公務員の方につきましては、いないということでございます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 それでは、引き続き警察本部に係る質疑に移りたいと思います。質疑はありませんか。

○山本秀久委員 先ほど御説明いただいた装備の件で、いつも私はいろいろ関係しているんですけれども、さっき、警察活動の中でデジタルとかいろいろなのが必要であるという話をされていたんですけれども、そういう点は整備できているんですか。困っているものがあれば、安全を守る立場の問題だから、どしどし言われた方がいいですよ。何かありますか。

○池部参事官 警務参事官です。今、御意見がございましたように、警察におきましては人の組織であるわけですが、警察の装備品というのは非常に重要な位置を占めております。特に車両それから携帯電話を含めた無線機の関係、それからあと防弾楯とか防弾チョッキ、防弾ヘルメットなどの、重傷事故を防ぐための資材等々たくさんあるわけですが、これにつきましては国費並びに県費におきまして整備を進めております。もちろん、十分というわけではないんですけれども、警務部におきましては現場の声、要望を聞きながら全国の状況なども把握しながら、その整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山本秀久委員 前から私が言っていること

は、県民の安全を守る立場の人たちが、身を守るような安全性がなければ守れないんですよ。そういう意味で私は申し上げているわけですから、そういう点では、国にも県にもどしどし申し上げてください。できることなら、こっちも一生懸命やらなければならないから。県民を守る立場の人間が安全性がないようだったら、どうしようもないわけです。基本から直していかなければならない、改めていかなければならないと思いますので、そういう点で申し上げたわけです。

○古川警備部長 大変ありがとうございます。委員の先生方も1回、総合指揮室を視察いただいたんですけども、そこでもちょっと述べたんですけども、総合指揮室は日ごろ、災害とか緊急事態に迅速に対応するということと、県民の安全を確保するという総合指揮システムを持っております。しかし、平成9年に整備されたシステムでございまして、当時はインテリジェントシステムでございましたけれども、もうすでに13年が経過しまして非常に、当時は最先端をいっていたんですけども、最近はデジタル化等のITが発展しておりますので、今はちょっとその高度化におくれをとっている部分もございまして、いろいろシステム全体のデジタル化等の整備をやりたいというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

○山本秀久委員 今説明があったように、今は民間の方が高度な設備を持っておられるわけですよ。警察がそれにおくれていたら対応できないんですよ。そういう点を心配しておったわけです。

それともう一つは、今は熊本県警は若手は大変人気があるものですから、できるだけ多くの人間の、頭だけでなく首からへその間を採ってください。それだけを申し上げておきたい。首から上は、今は機械化されている

と私は思うんですよ。だから首とへその間を採ってもらいたい。そういうことで一応、お考え願いたい。以上です。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○松村昭委員 関連です。装備の話がありましたけれども、陣容については九州でも一番負担の多いのは熊本県警でしたよね。今はどんな状況であるか。来年度の増員については国はどう考えているのか、その辺がおわかりになれば教えていただきたい。また、その対策はどういうふうにしていただくのか、こういうことです。

○池部警務課長 お答えいたします。

現在、熊本県の警察官につきましては、警察官1人当たりの負担人口、定員から県民の負担、1人当たりの警察官が受け持つ負担人口というのを全国的に出しているわけですが、本県の場合は618人ということで、警察官1人当たりに618人の県民を受け持っているというふうな計算上の数になるわけですが、これにつきましては九州の中では第1位、それから全国では第11位という高い負担になっているというふうに考えております。

ちなみに、全国の平均は509人、本県は618人ということでございます。

九州各県の平均につきましては、532人でございます。

警察官の緊急増員が平成14年ごろから始まっていると思うんですけども、これまでも本県につきましては271名ぐらいの増員の配分がっております。来年度の国の概算要求では、全国で833人の警察官増員を要求してあるようですけれども、来年度、本県に増員があるかどうかにつきましては、まだ決まっておりません。ただ毎年、議会を初め警察官

増員には大変御理解をいただいております。警察庁に対しまして、私が12月1日に警察庁の方に行ってまいりまして、警察官の増員についてぜひお願いしたいということで、要望してまいったところでございます。以上でございます。

○松村昭委員 やっぱり増員をしなければ、なかなか配置も思うようにいかぬところもあると思いますので、今後こういう条例をつくりながら県民を守っていただくんですが、やっぱり人が必要なときに人がいないではどうにもなりませんので、先ほどのように装備とそれから陣容を整えることにおいて、やはり県民の安全・安心が守れると思いますので、このことは我々議会もしっかりと補佐をしていかなければいかぬなというふうに、今までも、国に対してやってきましたよね。ですから、今後もそういう観点に立って活動していく必要があると思いますので、我々も頑張りますので、どうぞ国に対しての強い要望をしていただきますように、お願いしておきます。以上です。

○倉重剛委員 今回のこの暴力排除条例、市内では中央繁栄会、商店街連合会等々がござって街の安心・安全、それから新幹線を目の前にする熊本の代表する繁華街等々が非常に期待をして陳情・請願を行って、これに着手していただきました。まずもって、紹介議員として心から感謝申し上げたいと思います。

私が驚いたのは、正直言って我々は簡単にお願ひしますという感じだったんですよ。これだけ膨大な条例の内容を、きょう初めて刑事部長から御説明いただきまして、正直言って非常に感動です。大変な作業だったと思いますね。

したがいまして、ぜひこれが地に着きたいわゆる条例になりますように、心から祈念申し上げます。それに対して、予算背景も含め

ていろんな条件が整わないと波及効果がないかもわかりませんので、ぜひそういう期待をしたいというふうに思います。

そこで、ちょっと疑問が出たのが、以前、暴対法というのか出ましたね。あれで、かなり当時は、それが反映されて、治安あたりにも効果があったと思うんですけども、これとの兼ね合いはどんなふうに考えたらいいかということ、ぜひひとつ教えていただきたいと思います。

○吉長参事官 委員の御質問について、まず暴力団対策法につきましては、ある一定の暴力団を指定暴力団という形で認定いたしまして、この指定暴力団員が不当な要求行為、これは幾つかの類型がございまして、その要求行為を行うことに対して中止命令を發出して未然に防止するというふうな仕組みでございまして、本条例の方では、この要求行為にもとどまらず、実際に金品を渡したような場合にも規制の網をかけております。暴対法といいますのは、どちらかといいますと指定暴力団の行為規制でありますのに対し、暴力団排除条例といいますのは、暴力団排除のための総合的な施策を盛り込んだ条例というふうに考えていただければ結構かと思ひます。

○倉重剛委員 なるほど。よくわかりました。

なぜそれを質問したかと言うと、この条例のすべてを請願者の皆さん方、地域住民の人が全部把握するとは限らないんですね。活用の仕方とか、それをどういう形でお願ひするかとか、どういう形で情報提供するかとか、自分たちが実施するかとかわからないと思うんですね。その説明等は当然、まず地域地域で行っていただけますか。

○吉長参事官 議員御指摘のとおり、まずこの条例について県民の方、事業者の方々が内

容を周知していただくことが、この条例を制定させていただきます大きな目的でございます。したがって、条例制定の暁にはパンフレット等の資料も当然配りますけれども、各警察署単位できめ細かな広報活動を行う中で、4月1日からの適正な条例の施行を迎えたいというふうに考えております。

○倉重剛委員 ぜひ、よろしく願います。

逆なことを聞きますけれども、暴力団員が熊本地方に多発しているというお話だったんですけども、彼らはどういうふうにこれを解釈するか。彼らを集めて説明するわけにはいかぬから、これはどういう形でやるのかなと逆なことを考えたんですが、いかがですか。

○吉長参事官 議員御指摘のとおりではございますが、暴力団員を集めて私どもが条例の説明をするというのはいかがなものかというのがございまして、これにつきましては広く県民の方々の中の暴力団という位置づけで、彼らもこの条例についてはかなりの危機感を持っておるようでございますので、一般の方々以上に暴力団の方は、この内容について熟読するとは思いますが、かつ、この条例逃れをまた考えるものだと思いますので、今後そこら辺の対策も含めて、適切な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○倉重剛委員 したがって、ぜひ周知徹底、すべてにおいてオールマイティーで周知徹底するように御努力いただきたい。でないと、この条例が生かされないと思うんですね。ぜひひとつ頑張ってくださいなというふうに思います。

そこで実は、新幹線が来るということで新しい熊本の夜明けだという表現をしているんですけども、観光客だとかいろんな方が熊本に来られますね。そうすると、例えば繁華

街あたりで事件に遭ったり何かの事故に遭ったりというときに、どこにどう通告をして、それを訴えていいのか。ということは、さっき言った交番ですね。交番がどこにあるか、一般の人は知らない。我々は地元の間人だから、花畑交番はどこにある、北署はどこにあるか知っていますけれども、一般の方はわからないと思うんですよ。したがって、そこら辺の周知徹底はどうやっていかれるのか。

それと、やっぱり事件というのは緊急を要すると思うんですね。そういうときに、よく警察官立寄所とか、そういうのを書いてあるところがありますね。この活用の仕方、実際活用されているかどうか、そこら辺を含めてひとつ御説明いただきたいと思います。

○吉村生活安全部長 今委員御指摘のとおり、来年3月12日に新幹線の開業がある、それから政令指定都市の移行も目前に迫っている。人の流れが大きく変わると思います。

そういった中で今、中心繁華街では賑わいづくりとか観光立県、観光立市の旗のもと非常に力を入れておられるので、そういった案内掲示板等に、そういった警察、交番の場所、そういったものを明確にさせていただくとか、それからもちろん最終的な方法としては110番通報という方法がありますので、これは携帯電話でもどこからでも通報できますので、最寄りの交番まで距離がある、わからないといったときには110番通報を活用していただければいいかなと思います。

それから警察官立寄所、これは例えば金融機関でありましたり、そういった犯罪の対象となりやすいような場所には、そういった表札を掛けていただいて、現に重点的にパトロールをやっておりますので、そういった中で情報収集をしたり、また犯罪情勢についての情報を提供して、警戒心を高めていただくとかそういった対応をとっております。

○倉重剛委員 ありがとうございます。

年末年始を控えていますので、また強化していただくことがいろいろとたくさんあると思いますけれども、ぜひひとつよろしく願います。以上です。ありがとうございます。

○早田順一委員 暴力団排除条例の件でお尋ねしますけれども、説明を受けさせていただきまして、非常に期待できるものがあるというふうに、私も思っております。

そこで本部長に、数字的にはちょっと難しいかと思えますけれども、例えば10月現在で39組織、団員が1,210人を把握しておるといふふうには書いてありますが、数字的に、本部長がおられる間に、組織とかこの団員をどれくらい減らそうかなと思っておられますか。数字的には出ない意気込みを、お聞かせいただきたいと思えます。

○中尾本部長 委員御指摘のとおり数字的に申し上げるのは大変難しいということでございますけれども、先ほど倉重委員の御指摘がありましたけれども、できるだけ周知を図って、それからその取り締まりも強化して、できるだけ効果的に条例を運用して、できる限り数を減らしていきたいというふうに考えているところでございます。

なぜ難しいかという、一つは、やはり他県でも条例をつくっています。そういうことでもあり、あと交通量もふえるということで、圧力が高まるんですね。ですから暴力団の量の圧力を防ぎつつ今後進めていかなければいけないということですね。減らすという方向を明確に打ち出すというのは、なかなか厳しいかもしれません。全力をもって、減らすように頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

○平野みどり委員 関連で。減らしていかな

いといけないと思うんですね。それで暴力団員の皆さんの中にも、ああ、これではもう渡世はできぬと、更生して新たな人生をとというふうに思うと思うんですけども、そこら辺の更生プログラムとか支援の仕組みというはあるでしょうか。

○吉長参事官 ただいまの委員の御質問は、暴力団の社会復帰の促進に関することであろうかと思いますが、実は暴力団対策法の中に、暴追センターにおいて社会復帰の促進を図りなさいという規定を設けてございます。これに基づきまして、暴追センターの方でも相談を受けておりますし、警察本部の中にはこの暴対法が社会復帰アドバイザーという専任の職員を置きなさいということで、これも、例えば受け入れ企業の拡大ですとか暴力団からの個別の相談あたりを受ける中で、離脱と社会復帰を図っておるんですけども、実際これは受け入れ企業がまだ限定的でございまして、本条例におきましてこの第11条を設けましたのも、広く県民、事業者の方々において、この暴力団の社会復帰の重要性について認識していただいて、就職先を含めて社会全体の中で、離脱と社会復帰の促進を図ろうというところが含まれております。

したがって、今後はさらにこういう団体ですとか事業者あたりに働きかけをしますし、暴力団自身に対しても、事件検挙等の暁には、暴力団からの離脱及び社会復帰を促すような方向で持ってまいりたいというふうに考えております。

○早田順一委員 それでは、議案のヘリコプターテレビシステムの件でちょっとお尋ねしますけれども、特殊ということだから高額になっていると思えますけれども、これは入札のやり方とかはどういうふうにされるのでしょうか。

○吉村生活安全部長 お答えします。

入札につきましては、一般競争入札を考えております。ただし、これに対応できる業者さんは現実的には、非常に特殊なシステムということで3社のみでございます。

○早田順一委員 それは、県内の業者さんはおられないわけですね。

○吉村生活安全部長 県内に支店を有しておられる業者さんは、1社ございます。その他は、県内には支店等は有しておられません。

○早田順一委員 では、この件はいいです。もう1点いいですか。

○守田憲史委員長 どうぞ。

○早田順一委員 専決処分で高額な賠償額が出ておりますけれども、これは御説明は先ほどお伺いいたしまして、理解をいたしました。

この事件というのが平成21年6月24日に発生している事件でありますけれども、今時点で表に出てないというか、ほかに和解がされてない大きな事故というのがあるのかなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○中野首席監察官 お答えいたします。

今回は600万ということですが、そのほかに和解の手続中についてどうかという御質問でありますけれども、1件だけございまして、次の議会にまた御説明させていただきたいということを考えております。

○早田順一委員 それは、ことしの事件ですか。

○中野首席監察官 平成20年度の事件でござ

います。

○早田順一委員 できれば、こういった事故だったのか明細を教えてくださいたいんですが。

○中野首席監察官 詳細については手持ちがありませんけれども、平成20年1月、南署のパトカーが暴走族車両を追跡中に追突した。警察官のパトカーが、逃走する暴走族の単車に追突した。そこで損害が発生したという事案でございます。

○早田順一委員 その金額的には保険で対応できる範囲内でおさまりそうなんですかね。

○中野首席監察官 そのとおりでございます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 なければ、これですべての質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第13号、第14号、第20号及び第21号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願



を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第53号について執行部から状況の説明を願います。谷口義務教育課長。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

請願第53号について、御説明させていただきます。

請願の内容は、教科書採択に関し教育基本法、新学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択が行われるよう要望されるものでございます。

教科書採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国立、私立学校で使用される教科書の採択権限は、校長にあります。

県教育委員会としましては、本年度教育基本法や学校教育法、新学習指導要領等のもとよりくまもと「夢への架け橋」教育プランの理念も踏まえ、採択基準や選定資料を作成し、各市町村教育委員会等に送付したところでございます。

各市町村教育委員会等においては、これらを活用し採択権者としての自覚と責任のもと、十分かつ綿密な調査・研究の上、適正かつ公正な採択事務が行われ、それぞれの地域の子供たちに最も適した教科書が採択されることになっております。

このようなことから、請願の内容は本県教育委員会の教科書採択の取り組みとも合致しているものと考えます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○平野みどり委員 請願第53号を読ませてもらっているんですが、極めて当たり前のこ

とを書いてあるなど、私自身は思っています。教育委員会が装丁や見ばえではなく、内容を考慮した綿密な云々とありますけれども、装丁や見ばえで選んでいるのかどうかという部分、そういう御心配がこの団体にはあるのかどうかということも含めてですけれども、極めてこういった当たり前の内容で、教科書を採択しなさいということが出る背景がちょっとよくわからないんですけれども、そこら辺は教育委員会はどうかお考えでしょうか。

○谷口義務教育課長 ちょっと、そのあたりの背景については、こちらとしてもよく把握してないんですけれども、本県の場合は法に基づいて、教育基本法とか学校教育法等に基づいた採択基準、選定資料に基づいて適切に採択されているものと、そういうふう考えております。

○平野みどり委員 わかりました。そこら辺は、この内容で出された趣旨がよくわかりませんが、内容に関しては問題ないと思います。

○早田順一委員 この間の一般質問で溝口県議から質問があったと思いますけれども、教育委員長の答弁で、この採択に関して、この請願も最も適した教科書を採択していただくよう求めますということで、私もこれには賛成なんですけど、その一般質問の中で教育委員長は、客観的な数値等を盛り込むなどということで答弁をされておりますけれども、具体的に今お考えがあればちょっとお伺いしたいんですけれども。

○山本教育長 これからの話でございますので、今の時点で具体的にまた明確にお答えはなかなか難しいんですけれども、客観的な数値などといいますのは、いわゆるすべてを定性

的に見るんじゃないくて、ある程度数値化できるものについては数値化して、教科書を採択する場合の判断がしやすいような、そういったわかりやすい資料をつくっていききたいという趣旨でございます。以上でございます。

○早田順一委員 来年度ということは、すぐなんですかね。

○山本教育長 教科書が、いわゆる国の方でこの教科書はよろしいですという検定を受けた教科書が来るのが大体4月でございます。そして、それが8月末までにしなくてはいけないものですから、その教科書が具体的に来ないと、教科書を見て——だから4月からというと、全部の教科書を見ないといかぬものですから、ものすごい作業量がございます。したがって、そのためにいわゆるどういった考え方でいくかという事前の準備は4月までに十分やった上で、そして4月に教科書が来た段階で一気呵成にやりたいというふうに思っております。

○守田憲史委員長 いいですか。  
なければ、これで質疑を終了いたします。  
次に、採決に入ります。

請第53号については、いかがでしょうか。  
（「採択」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。  
請第53号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。  
よって、請第53号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

て、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。その他で、何かありませんか。

○平野みどり委員 今回の一般質問の中で、高校生の就職が厳しいという現状を踏まえて、就職支援コーディネーターをふやしていくというような答弁があったというふうに思いますけれども、就職が厳しいのは一般の高校生だけではなくて、特別支援学校の子供たちも同じですよ。特に今熊本県——熊本県だけではないですが、制度が変わろうとしています。自立支援法、新法に入ろうとして、授産がA型ですとかB型という自立支援法の中の就労の枠組みに入っていくとしてますし、さらには一般就労ということで、企業に対しても就労の場を開拓する努力を各学校でされていると思います。

という現状にもかかわらず、支援コーディネーターは3人ですよ。3人で全部の学校をかけ持ちで支援しているという状況だろうというふうに思っています。自立支援制度も含めて、福祉の制度は非常に複雑です。そして、そこに就労という、また商工観光労働部系の部署もかかわってきて実現していくという形になっていきますので、ここはしっかりと現状を踏まえて、支援コーディネーターを増員するというような形で検討していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 特別支援学校のキャリアサポート事業についての御質問かと思われまますので、この内容等について少し御説明いたします。

現在、特別支援学校の方には、ひのくに高等養護学校と松橋養護学校に1人ずつ2人配

置しております。この方々につきましては、求人開拓と生徒や保護者の進路相談それから就職後の定着指導などについて活躍していただいております、その内容等につきましては、ほかの学校にも随時その成果や方策等につきましては、徹底して広がるようには努めておるわけでございます。

人数等の増員につきましては、現時点ではまだ予算等の措置は行われていませんので、その方向性につきましては検討すべき課題ではないかと思っております。

○平野みどり委員 私は就労支援を研究する会に月例でかかわらせていただいて、そこには障害者就業・生活支援センターですとかハローワークの方々とか養護学校の先生方とか、たくさん、熱心に勉強されて、何とか障害を持っている子供たちの就労先開拓そして安定的な就労に取り組んでいらっしゃるんですね。そこで出てくる言葉が、やはり余にも教育委員会の方の、2人しか配置してないという、この現状に対して知らないというような御批判が出てきていました。本当に知的障害の子供たちあるいは身体も含めてですけれども、障害を持っている子供たちが就労していくときに、これだけ厳しい状況ですので、いろんな企業も努力をされています。だけれども、そこをきちんと、学校現場では学校の先生方は教育という仕事がありながら、さらにその就労へ、出口ですから頑張っているわけですから、そこら辺もしっかりとやっぱり現状を把握して、聞いていきながら必要ならキャリアサポーター、これキャリアサポートというのは本当にこれは今キーワードになっていますけれども、高校の現場でも養護学校でも同じですけれども、それを実現できていくような体制をしっかりと考えていただきますように要望しておきます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありません

か。

○早田順一委員 中高一貫でちょっとお尋ねいたしますけれども、これも一般質問でその中高一貫の4校目の導入について、しっかりとその成果及び課題を見極めた上で検討していきたいというふうな御答弁でございました。

宇土と八代がもう1年たったわけですが、1年ぐらいでは多分評価は出ないと思いますが、率直に教育長が1年たったの評価と、今後どういった検証、何年たったらその評価が出ると思われているのか、そしてその評価というのは、どこを指してその評価がいいのか悪いのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいんですけれども。

○山本教育長 1年たって今2年目に入っておりますけれども、現在の私のいろんな学校に行って子供たちの表情とかいろんな学校からの子供たちのこれまでの活動あたりを紹介してもらったりとか、そういったことを見る限りにおいては、非常に闊達な、子供たちの自主性に富んだ学校活動あるいは教育がなされているというふうに私は思っております。

そして、どんな検証をするのかというのは、なかなか難しいんですけれども、ただ中高一貫教育をつくったときの趣旨が、やっぱりその中である程度もう落ちついて、多様な教育ができるというふうなことが趣旨としてあったわけですから、それを考えましたときに、少なくとも中学校から高校まで6年間を見通した中でいろんな教育ということ考えたときに、その検証の結果を中学校から高校に移ったときに判断するのか、あるいは6年間を過ぎた時点で判断するのか、そこところは今明確に、どの時点で判断するかということは持っているわけではございません。

ただ私としては、少なくとも、この後どう

なるかわかりませんが、最初の中高一貫をつくった趣旨からいけば、去年入学した子供たちが6年過ごしたときにどうなるかというのを、私としては見てみたいという気持ちはありますが、それはまだ明確にどの時点で県の検証をするかということは検討しての答えではございませんけれども、私としてはそう思っております。

それともう一つは、その前提として、実は今、平成19年に教育委員会として決めております再編統合に対する基本計画というものがございまして、それがまだ実施に移っておりません。したがって、この基本計画についてまずきちんと実施に移したいというのが、今の時点ではそちらの方が頭としてはいっぱいでございます。

以上、私の現時点での素直な感想でございます。

○早田順一委員 そのときの、その子供たちの人生の中で、ただ頭のよさだけを評価されるのか、それとも例えば社会人になって立派になっていくまで待つのか、それは大分時間がかかると思いますけれども、だから、よそのいろんなところを検証されたというふうに思っておりますけれども、いい大学に行くのが評価なのか、その辺はどうなんですか。

○山本教育長 先ほど私は、今の時点での素直な自分の思いを申し上げたわけですが、その辺は検証するという、すべてそうですけれども、ではどういった観点からどのように検証するかというのは、今からまた考えていくことだと思っておりますので、今、検証の物差しがこれこれだということまでは、現在では持ち合わせておりません。

○早田順一委員 私も、その熊本市への一極

集中は、ある程度は避けられてくるんじゃないかなというふうには思っております。ただ、やっぱり我々の地域を見てみると、我々の地域からいい人材が、例えば玉名なら玉名に寄るんじゃないかとかいう不安もございまして、これをふやしたらいいのか、このままにしたらいいのかというのは私もちょっと判断が付きませんが、できるならば私的には、なくすとやっぱりいけないと思いますので、極力、3校ではあるけれども、その地域のいい人材というのが抜けないような政策というか、そういうのもぜひ考えていただきたいという思いがあります。ちょっと説明が下手くそですけども、よろしく申し上げます。

○守田憲史委員長 早田委員、いいですか。

○平野みどり委員 中高一貫教育に関しては、我が会派の濱田議員が質問していましたけれども、私は彼とは考え方が随分違うんですが、中高一貫は私の親戚も入っているんですよ。宇土ですけども、すごく伸び伸びとやっているし、自分たちでいろんな創意工夫をしながら取り組むというような形でやっている。それに関しては評価をしたいというか、ある意味新たな教育のスタイルかなというふうに思っています。

その子に言うのは、ぜひとも6年間そこにおきなさいよというふうに言うわけですが、途中でまた進学校の方に移っていくようなことがないように、この6年間を見通せて、ここで学ぶことがいいことだし楽しいというふうに思えるようにしていただきたいなと思います。

それと、ちょっと心配な部分は、やはり小学校の6年生が受験するわけですね。ですから八代を見ても本当に、塾とかが以前以上に乱立しているというようなことがあって、小学校の先生方が、その中高一貫の中学校を

受験する子供とそうでない子供との対応に大変だと。また受験に受かって、そしてその子供たちのつながりがどうなるんだろうという御心配もされたりしているんですね。それで、地域間格差をなくす、それこそ先ほどおっしゃっていたような熊本市への進学校への一極集中をなくすという意味での中高一貫そちらを選択していくということはいいいことではあるんですけども、ではそこで6年間学んだ人材が、その八代だとか玉名だとか宇土、そこでその地域力をつくっていく人材として残っていくのか。一たん、大学とかに進学しても、また地域に戻っていかうというふうになるのかというふうに考えたとき、やっぱり評価という意味ではまだまだなのかなという気がしているんですね。ですから、蒲島知事が今後も積極的にというような答弁だったと思うんですけども、何で今の時点でそういうふうに言えるのかなと、私自身は正直思ったところです。

ですから、今の早田委員の質問にもありましたように、どういう時点での評価がいいのか、教育長も含めてまだわからないとおっしゃっていましたが、率直にそういった姿勢で取り組んでいただきたいし、今出ている弊害に関して何とか対応できるようなことについてもやっていただきたい。特に義務制の子供たちの格差が出て、やっぱり経済力がある子供を軸に十分、小学校のときから行かせられる子供が中高一貫の中学校に合格していくという傾向は出てくるんだろうと思うんですね。だから、そういった部分はしっかりと注意して取り組んでいかなければいけないと思うんですけども、その点について教育長いかがでしょうか。

○山本教育長 今、平野委員が「弊害」とおっしゃいましたけれども、私もまだ弊害というところまで十分把握しているわけではございませんけれども、先ほど、そこでずっと6

年間過ごした子供たちが、またその地域で残るといふか、地域でまた活躍の場を設けるんだろうかというようなことがありましたけれども、私は、それはまさに県全体としての力の問題だと思っております。熊本県で十分に活躍できるような場をしっかりとつくっていく、それは教育だけではなく、まさに県の総合力の話だと思っておりますものですから、そういった県になるように、仮に一たん6年した後に県外あるいは国外に行ったとしても、またそこから戻ってきて十分な活躍の場ができるような、そういった熊本県をつくるということは、恐らく行政、民間を含めて一緒に頑張っているんだろうと思いますし、新幹線が来るのもそうだし政令市が来るのもそうだし、道州制の論議なんかもそうだと思いますし、そういったことで私どもとしては、その一端を担うというつもりでしっかりと頑張りたいと思っております。

○平野みどり委員 そういうお覚悟を言っていたのは、ありがたいです。だから、教育現場だけにとどまらない問題だということも全庁的にも認識していただいて、今後の中高一貫の推移をしっかりと確認していかないといけないなというふうに思います。以上です。

○早田順一委員 小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針の件なんですけれども、私も以前に説明を聞かせていただきました。

それで保護者からいろいろ話が出ているのが、やっぱり部活動になると子供も先生も、特に保護者も一生懸命になられます。一応、指針によると、小学校が例えば週に4日以内を原則とするとか、中学校が5日以内を原則とするとか、そういう決まりがあるにもかかわらず、よその地域は守ってないんじゃないかとか、だからうちのチームは弱いんだと

か、そういうことを言われる保護者さんもいらっしゃいますけれども、今度「ぼとん・ぱす」で御説明されるということですのでけれども、ただ配るだけだと、恐らく保護者も興味を持って見られないと思いますので、事前にその説明をしっかりとした上で、ちゃんと見ていただくようなやり方というのを、ぜひしていただきたいというふうにお願いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長